

○ 環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後					現 行				
第1～第6（略）					第1～第6（略）				
別 表 環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の対象とする事業					別 表 環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の対象とする事業				
名 称	事業要綱等	年月日	番 号	通知者	名 称	事業要綱等	年月日	番 号	通知者
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
農地耕作条件改善事業のうち土地改良法に基づく事業	(略)	(略)	(略)	(略)	農地耕作条件改善事業のうち土地改良法に基づく事業	(略)	(略)	(略)	(略)
畑作等促進整備事業のうち土地改良法に基づく事業	畑作等促進整備事業交付金交付等要綱	令和5年4月1日	4農振第3102号	農林水産事務次官	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	東日本大震災復興交付金のうち東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）別添1から4に掲げる事業のうち農地保全に係るもの	東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）	平成24年1月16日	23予第636号	農林水産事務次官
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	東日本大震災復興交付金のうち東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）別添1から4に掲げる事業のうち農地保全に係るもの	東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）	平成24年1月16日	23予第635号	農林水産事務次官
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱第2の1から9に掲げる事業のうち農地保全に係るもの	農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱	平成25年2月26日	24農振第2170号	農林水産事務次官
福島再生加速化交付金のうち福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）交付要綱（農林水産省）別添1第2の(1)から(5)及び(8)から(11)に掲げる事業	福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）交付要綱（農林水産省）	(略)	(略)	(略)	福島再生加速化交付金のうち福島再生加速化交付金（帰還環境整備）交付要綱（農林水産省）別添1第2の(1)から(5)及び(8)から(11)に掲げる事業	福島再生加速化交付金（帰還環境整備）交付要綱（農林水産省）	(略)	(略)	(略)
	福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）基金交付要綱（農林水産省）	(略)	(略)	(略)		福島再生加速化交付金（帰還環境整備）基金交付要綱（農林水産省）	(略)	(略)	(略)

附 則

この通知は、令和5年4月1日から施行する。